

「H30-34国営昭和記念公園の運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)等」に対する意見・回答

		ご意見		回答
NO	要項案における該当箇所	ご意見		
1	実施要項 実施要項 p 9 1.1.5 自主事業 実施要項 p 12 1.2.5 収益施設等設置管理運営業務	<p>(意見) 「優良な投資を伴う提案に基づき施設を新設」は、飲食・物販施設以外も対象と明記していただきたい。</p> <p>(意見に対する理由) 実施要項 p 9では「飲食・物販施設等の設置」と記載があるためです。</p>		対象の施設については、「飲食・物販施設等」とさせていただきます。
2	募集要項 募集要項 p 13 1.3.1 包括的な質の設定	<p>(意見) 公園特性を活かした植物管理のチューリップに係る花修景の観賞に対する公園利用者の満足度は、1年目を対象から除外していただきたい。</p> <p>(意見に対する理由) チューリップの植栽は前年の晩秋に行うため、事業者が変更となった場合、デザインや品質は前事業者に委ねられ、次期事業者の責に帰さないためです。</p>		チューリップの満足度は、チューリップの品質のみならず、開花期間中の運営、直前の芝の管理等にも影響を受けることから、1年目の包括質の対象から除外いたしません。
3	実施要項 実施要項 p 13-14 1.3.1 包括的な質の設定	<p>(意見) アンケート調査等の数値に基づく評価は、実施した調査に応じた標準誤差を考慮していただきたい。</p> <p>(意見に対する理由) 標本調査は統計理論に基づいて誤差を前提に評価することで、目標に達成している場合があるためです。</p>		包括的な質の設定については、過去の実施結果を踏まえ、複数の評価項目を設定するとともに、アンケートの結果が統計的に適切なものとなるよう、サンプル数の確保等に努めています。
4	実施要項 実施要項 p 18 1.3.5 委託費の支払い方法	<p>(意見) 1.3.5(1)b)「風水害その他の事業者の責に帰すことができない事由」および1.3.5(1)e)の「事業者の運営維持管理の責任に拠らない事由」について、具体的に明示していただきたい。</p> <p>(意見に対する理由) 該当する事由として、「大規模な自然災害」「主要施設の使用中止」「テロ・暴動等により一定期間公園が利用できない」等多数の事案が想定されるため、明確にしておく必要があると考えます。</p>		ご指摘のあった「大規模な自然災害」「主要施設の使用中止」「テロ・暴動等により一定期間公園が利用できない」についても「事業者の運営維持管理の責任に拠らない事由」と考えます。詳細については、調査職員と協議することとなります。
5	実施要項 実施要項 p 45-46 5.2.2 総合評価の方法 (5)提案項目審査の評価方法	<p>(意見) ユースエールの認定は中小企業のみが対象となるため、大企業にも加点となる同等程度の要件を付加していただきたい。</p> <p>(意見に対する理由) 企業の規模によって加点項目の数が異なることは、公平性に欠けると考えます。</p>		5.2.2.(5)に記載のとおり、「ユースエール認定企業」以外の以下の企業についても加点対象としています。 ・えるぼし認定企業 ・くるみん認定企業 ・プラチナくるみん認定企業 ・一般事業主行動計画の策定企業（女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定した企業（常時雇用する労働者の数が300人以下の企業に限る。）を策定した企業 ・ワークライフバランス等の推進に関する外国人の確認事務取扱要綱」に基づく内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する認定等に準じて評価する。
6	実施要項・別紙 実施要項 p 53 8.6.18 業務評定 別紙 p 408 別紙48 業務評定	<p>(意見) 事業者の運営維持管理の責任に拠らない事由により、包括的な質及び個別業務の質の最低水準が未達成の場合の評価方法について記載していただきたい。</p> <p>(意見に対する理由) 記載がないためです。</p>		実施要項に以下の記載を追加します。 「評価にあたっては、運営維持管理の責任によらない事由を考慮する。」
7	別紙 別紙資料 p 58 個別仕様書【企画運営業務】 第13条 広報に係る素材等	<p>(意見) 広報媒体を作成する時に公園のロゴマークを使用する場合は、「グラフィックコントロールマニュアル」に沿って作成し、作成後に調査職員に提出することとしていただきたい。</p> <p>(意見に対する理由) 情報媒体は迅速に作成することで効果が発揮されるため、マニュアルの範囲内であれば事業者に委ねることが妥当であるためです。</p>		「作成時」とは「作成の直後」と解釈していただいて差し支えありません。よって、作成後に提出いただいて結構です。
8	別紙 別紙資料 p 73 個別仕様書【施設・設備維持管理】 第1章 総則 第12条 作成書類	<p>(意見) 10万円以下の小規模修繕は「作業記録写真」のみよる書類提出としていただきたい。</p> <p>(意見に対する理由) 修繕業務における作成書類は「作業前計画書」、「作業打合せ簿」、「施工図書」、「作業記録写真」、「その他調査員が指示する書類」と多く、業務の効率化を図るためです。</p>		ご指摘を踏まえ、業務効率化の観点から、「作業打合せ簿」、「施工図書」の提出を削除します。
9	別紙 別紙 p 89 個別仕様書【施設・設備維持管理】 第3編 清掃 第56条 休養施設・遊戯施設等清掃	<p>(意見) 清掃頻度を1日1回未満とする場合も、各施設の汚れ具合等により、業務責任者の判断で適宜清掃回数を設定できることとし、調査職員へは報告としていただきたい。</p> <p>(意見に対する理由) 当日の天候や利用状況により、施設の汚れ具合等は異なることから、事前協議が困難といえるためです。</p>		清掃は利用者の利便性に直接影響を与えるため、どのような気象条件、利用状況の際に清掃頻度を減ずるのかについては、原案どおり予め協議していただきたいと考えています。ただし、一定の気象条件、利用条件、期間等を定めることによる包括協議も可能とし、以降は同一条件下においては、その証明と合わせて報告とできるものとしします。

「H30-34国営昭和記念公園の運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)等」に対する意見・回答

		ご意見		回答
NO	要項案における該当箇所	ご意見		
10	別紙 別紙資料 p 108. 110. 112 個別仕様書【植物管理】 第6章 花壇管理／第7章 花畑 管理／第8章 草花管理 第31条 花壇植栽工／第38条 花畑植栽工／第47条 草花植栽 工	(意見) 花苗、球根の植え付けの際のデザインについては、報告にして いただきたい。 (意見に対する理由) デザインを調査職員に協議・承諾を得て行った場合、公園特性 を活かした植物管理の達成すべき質において、事業者の責に帰 すことができない事由となりうるためです。	ご指摘を踏まえ、デザインについては報告とできるように改め ます。	
11	別紙 別紙資料 p 367 清掃パターン	(意見) 「1日の概ね配置人員」において、清掃員CがのH27-30の資料と 比較して、1名減となっている理由を教えてください。 (意見に対する理由) 来園者数が増加するなか、清掃員の減少により、美観が損なわ れる可能性があるためです。	公園利用者へのゴミの持ち帰りの呼びかけ、公園内に設置され たゴミ箱設置箇所の精査等により、清掃作業の効率化を見込ん だものです。	
12	別紙 別紙資料 p 431 申請書類における留意事項に ついて	(意見) 3. 提出様式1-3「業務責任者の業務実績」②に列記されている 業務責任者に、「収益施設等設置管理業務」の業務責任者を追 記していただきたい。 (意見に対する理由) 「収益施設等設置管理業務」の業務責任者も様式1-3の記載対 象になると考えられるためです。	様式1-3の対象は「収益施設等設置管理運営業務」の業務責 任者を含む実施要項3. 3. 表8に記載する全ての業務責任者 です。 なお、「収益施設等設置管理運営業務」は、業務を分割し複数 の業務責任者を配置することを妨げるものではないため、原案 どおりとさせていただきます。	
13	別紙 別紙 p 126 収益施設等設置管理運営共通 規定書 第1章 総則 第12条 運営日時等	(意見) 関東地方整備局が天変地異などやむを得ない事由により営業廃 止等を指示した場合、施設等運営者は公園管理者と協議できる ようにしていただきたい。また、第2項の「やむを得ない事 由」のうち「公園管理上の理由」について、具体的に明示して いただきたい。 (意見に対する理由) 採算性の点から事業者の意向も反映するべきと考えられるため です。 また、「公園管理上の理由」について具体的にどんなケースが 想定されているか、不明確であるためです。	天変地異などやむを得ない事由の場合で、営業廃止等の指示を する場合は、国が開園することが困難であるとの判断のもと 指示します。よって協議して決める事項ではないと考えます。 また、「公園管理上の理由」については、例えば収益施設周辺 の大規模改修工事などによる場合が想定されるが、協議事項と 考えられるため、「公園管理上の理由」については、削除しま す。	
14	別紙 別紙 p 127 収益施設等設置管理運営共通 規定書 第1章 総則 第14条 国有財産の施設使用料	(意見) 風水害その他の事業者の責に帰することができない事由により 長期間閉園が生じた場合の施設使用料は、減免していただき たい。 (意見に対する理由) 事業者の責に帰することができない事由により、施設使用が不可 能となるため、採算性の点から、減免が妥当と考えられるから です。	風水害その他の施設の運営者の責に帰する事が出来ない理由に より、長期間閉園が生じた場合の施設使用料の取扱いについ ては、関東地方整備局と施設等運営者との間で協議するものとし ており、この協議結果に基づくものとします。	
15	別紙 別紙 p 151 収益施設等設置管理運営共通 規定書 第6章 財産管理 第47条 備品の取扱い	(意見) 保有自転車の更新割合を、40%以上ではなく30%以上にしてい ただきたい。 (意見に対する理由) H24-26、H27-30の契約期間において、約70%の自転車が更新さ れており、H31-35では30%の更新が妥当と考えられるから です。	平成24年4月から平成31年1月までに約70%が更新されていま すが、平成35年1月までの期間に当初更新した自転車が10年を超 えることなども鑑み、更新割合については原案どおりの40%と させていただきます。	
16	別紙 別紙 p 159 収益施設等設置管理運営個別 規定書 第2章 レンタサイクル施設 第20条 利用料金	(意見) 自転車貸出利用料金の上限を撤廃していただきたい。 (意見に対する理由) 経済情勢や収益施設の継続的な運営、収支バランスを考慮した 際、利用者の理解が得られる範囲で、料金を上げる可能性が考 えられるためです。	レンタサイクル施設は、広大な当公園の利用にあたっての利用 者の主要な移動手段であるため、施設利用者の負担軽減の観点 から、1日の自転車料金については、利用料金の上限を設定し ており、撤廃することはできません。 ただし、3時間料金などの一定時間を対象とした利用料金につ いては、利用者の動態等を踏まえて、関東地方整備局と協議の 上で定めることができるように修正いたします。	
17	別紙 別紙 p 167 収益施設等設置管理運営個別 規定書 第3章 飲食・物販施設 第34条 利用料金	(意見) 販売価格は施設等運営者の裁量で決められるようにしていただ きたい。 (意見に対する理由) 採算性や収支バランスを考慮のうえ、市場価格に準ずれば、事 業者に委ねることが妥当と考えられるためです。	収益施設等設置管理運営個別規定書第2編第3章第34条に規定 のとおり、飲食・物販施設に係る販売価格は一定の裁量を確保 しています。	
18	別紙 別紙 p 472 自主事業施設の設置場所	(意見) 自主事業施設の設置は、既存の収益施設の改修も含まれるか明 記していただきたい。 (意見に対する理由) 本資料では、不可範囲を除く、実施可能区域に既存の施設が含 まれているためです。	自主事業施設の設置は、実施要項P9 1.1.5(2)②自主事業 に記載のとおり、施設を新設し管理運営する場合があります。	

「H30-34国営昭和記念公園の運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)等」に対する意見・回答

		ご意見		回答
N0	要項案における該当箇所	ご意見		
19	実施要項 民間競争入札実施要項 P12 (中段)	<p>(意見) 駐車場、レンタサイクル料金、園内交通、ボートの料金は、時期により価格に変動を持たせられるようにしていただきたい。</p> <p>(意見に対する理由) 繁忙期料金や閑散期料金の設定により、利用促進を図り効率的な運営をはかれるようにするため。</p>		各収益施設の価格の変動については、収益施設等設置管理運営規定書に記載されている利用料金の範囲内において、必要に応じて関東地方整備局と協議の上で設定していただいております。
20	実施要項 民間競争入札実施要項 P17 c) 各年度の委託費の確定額は、業務に要した経費の実費の実支出額と各年度の委託費の支払の限度額のいずれか低い額とする。	<p>(意見) 「各年度の落札後の精算は行わない。」としていただきたい。</p> <p>(意見に対する理由) 私ども民間事業者は独自の創意工夫により、公園利用者にご満足いただける公共サービス水準を確保するとともに、コスト削減を行い適正な利潤の確保に努めています。この観点から企業努力が一番反映されるのは請負方式と考えるため。</p>		天変地異などやむを得ない事由の場合などに公園を閉鎖するなど実施内容が変動する性格の業務であり、当初から業務内容を確定することができないため、委託により実施することとしており、実支出額の精算による支払いとしています。
21	実施要項 民間競争入札実施要項 P23	<p>(意見) 実施期間について平成31年2月1日～平成35年1月31日の4年間でなく、平成31年2月1日～平成36年1月31日の5年間で考えます。</p> <p>(意見に対する理由) 自主事業施設の運営期間を考慮すると5年単位が運営しやすい。5年間は委託業務の全体の計画立案及びマネジメント業務と連携させ運営を安定させたいため。</p>		過年度実績より判断して定めています。
22	実施要項 民間競争入札実施要項 P30	<p>(意見) ⑤収益施設等設置管理運営業務の業務責任者の欄に記載されている「※10」の説明が抜けています。(P33)</p> <p>(意見に対する理由) —</p>		ご指摘を踏まえて追記させていただきます。
23	実施要項 民間競争入札実施要項 P32	<p>(意見) 業務責任者の変更基準に、「定期人事異動」など追加いただき、更なる緩和を希望します。</p> <p>(意見に対する理由) 「働き方改革」の目指す方向に「就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境を作り、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにする。」ことが記載されています。長期にわたり1つの業務に固定させるのではなく、業務責任者として、新しく能力を活かす機会を創出することにより生産性をあげるため。</p>		業務責任者の変更基準に「定期人事異動」を追加することは、本業務では考えていません。
24	別紙 収益施設等設置管理運営規定書(別紙128)	<p>(意見) 施設使用料の減額を考慮いただきたい。特にプールや水遊び場及びプールや水遊び場に関連する施設</p> <p>(意見に対する理由) 屋外型の水遊び場やプール及びプールや水遊び場に関連する施設は、気象による影響が大きく近年の気象状況を加味すると赤字施設となる可能性が極めて高いため。</p>		施設使用料、土地使用料または建物使用料の算定は統一的に運用しており、具体的算定は、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」(S33.1.7蔵管第1号)に基づき算定しています。
25	実施要項 26～28ページ(3.2.企業の業務実績に関する要件) 29～33ページ(3.3.配置予定者の業務実績に関する要件) 34ページ(3.4.共同体での入札について)	<p>(意見) 企業の業務実績等に関する要件では単体企業や団体が全ての要件を満たす必要があると読み取れます。また配置予定者の業務実績等に関する要件についても、経験年数と資格が組み合わさると人材がかなり限定されます。共同体で入札に参加する際も、要件を満たす単体企業と記載があり、企業や団体、また運営する人材においても現在国定公園の管理実績のある企業や団体及び人材以外が入札に参加するハードルが非常に高くなっています。これは、民間企業による公平な競争の阻害になるだけでなく、国営公園の活性化やバリューアップにブレーキを掛けている可能性があり、募集要件の見直しを意見致します。</p> <p>(意見に対する理由) 平成29年6月に都市緑地法等の一部改正が行われ、公園の機能や活用が促される形になりました。これらを実現していくためには、現在実績のある企業や団体に加えて、新たな企業や団体の公平な入札への参加による様々な視点での提案が必要不可欠と考えます。意見提出の項目については、その入口から閉ざしてしまう可能性の高いものであり、変更が必要と考えて意見させて頂きました。ご検討よろしく申し上げます。</p>		国営公園の運営維持管理業務の内容は、植物管理、建物・工作物管理、清掃、入園料徴収、巡視・保安警備、利用者指導、救急等多岐にわたり、公園の管理運営上密接不可分なものであることから、一元的管理方針の下で総合的な調整を図りつつ実施する必要があり、業務を滞りなく履行するためには、ある程度の実績を有した企業及び配置予定者が必要であると考えます。なお、参加資格要件については、民間参入を促すため現業務よりも業務実績を緩和しています。